

巡視船解体にかかる
有害物質等情報に関する調査業務仕様書

第三管区海上保安本部

船舶技術部

令和 8 年 4 月

第一章 一般

- 1 本仕様書は、海上保安庁（以下「当庁」という。）巡視船に関する船舶の再資源化解体の適切な実施に関する法律第17条の規定による有害物質等情報に係る調査業務（以下「調査」という。）について適用するものとする。
- 2 この調査に当たっては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。
- 3 この調査に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在対象船舶で使用されている材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。
また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達物品として定められているものにあつては、同基本方針の「判断基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用すること。
- 4 請負者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（別紙様式）を支出負担行為担当官宛提出し、承諾を得ること。
ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。
- 5 請負者は、官が必要と認めてその旨を指示したときは、工程表を提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 この調査に当たり、撤去品等が発生した場合は、官の指示により適正に処理すること。
- 7 本調査期間中の保安及び災害防止並びに安全管理については、請負者がその責めに任ずるものとする。
- 8 本仕様に疑義が生じた場合は、当庁担当職員に連絡してその指示に従うこと。
- 9 履行期限
令和8年10月30日
- 10 対象船舶
第三管区海上保安本部 横浜海上保安部所属 巡視船さがみ

11 履行場所

請負業者事業所、巡視船さがみ

12 支払い

支払いは、履行完了後、一括払いとする。

13 守秘義務

(1) 本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当原課が保護を要しないと同意していない一切の情報をいう。以下同じ。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、担当原課に対し「誓約書」及び「情報保全に係る履行体制に関する資料」を提出し、同意を得るものとする。

(2) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。

(3) 担当原課が同意した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域総括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。

(4) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者の者に開示又は漏洩してはならない。

ただし、担当原課が同意した場合は、この限りではない。

(5) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱（返却・削除等）については、担当原課の指示に従うこと。

なお、当庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。

(6) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故やそのおそれが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係について直ちに担当原課へ報告するものとする。

なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、当庁が行う報告徴収や調査に応じるものとする。

第二章 仕様

1 報告書作成

一章 10 に定める対象船舶の有害物質等情報について、次の書類を含む報告書を作成し、紙媒体（A4判：簡易製本）及びCD-R等電子媒体を各1部、第三管区海上保安本部船舶技術部へ提出すること。

- (1) 有害物質一覧表（以下「インベントリ」という。）（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成31年国土交通省令第12号）（以下「規則」という。）第一号様式）及びこれにかかる和訳資料
 - (2) 材料宣言書（規則第四号様式）又はこれらに相当する書類
 - (3) 供給者適合宣言書（規則第五号様式）又はこれらに相当する書類
 - (4) チェックリスト（Assessment of collected information）
 - (5) 目視・サンプリングチェック計画（VSCP）
 - (6) 船上の有害物質の位置を示す図（Location diagram）
- ただし、(2) 及び (3) にあつては、該当する場合に限り提出すること。

2 書面調査

前項に定める報告書を作成するため必要な書面調査を実施すること。

本調査において必要と認める関連資料のうち請負者が準備できないもの（以下「貸与資料」という。）は、第三管区海上保安本部船舶技術部が貸与する。貸与する資料の取扱いについては次に掲げるとおりとする。

- (1) 貸与資料の受渡しは、第三管区海上保安本部船舶技術部にて監督職員立会いの下実施する。
- (2) 貸与資料は、必要がなくなった場合は、直ちに監督職員に返却すること。
- (3) 貸与資料は、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならないが、万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復すること。

3 訪船調査

書面調査の結果を基に、当該船舶の訪船（実船）調査を行うこと。

調査に際し、採取したサンプルについて有害物質等に該当するか否か第三者試験機関へ成分分析等の試験実施及び判定を委託する場合、第一章第3項の規定による再委託承諾申請書の提出及び承諾は不要とする。

4 書類作成及び調査実施者の制限

本章に掲げる業務について、有害物質一覧表等の確認等実施要領（国土交通省海事局検査測度課）（平成31年国海査台523号）3. 初回確認（現存船方式）“特例制度1”に基づき、国土交通省または（一財）日本船舶技術研究協会若しくは（株）プライムテックコンサルティング（旧 ClassNK Consulting Service）のいずれかの制度の下、インベントリ作成専門家（IHM Expert）として登録されている者が、解役船舶を訪船（実船）調査及び必要な書類の作成を行うこと。

再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

第三管区海上保安本部長 ○○ ○○ 殿

請負者 住所
氏名

印

令和 年 月 日付けの「(契約件名) (○契第○号)」(契約金額□□□□円、税込み) に関して、下記のとおり申請するので、手続き方お願いします。

記

- 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所
再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲
再委託の（変更等）承諾を申請する必要性
再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
別紙のとおり
- 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約（予定）金額の根拠
 - ・業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書（諸経費の内訳のわかるもの）を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
 - ・継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
 - ・その他（ 令和 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。 ）
- その他特記事項

令和 年 月 日

請負者氏名

殿

令和 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

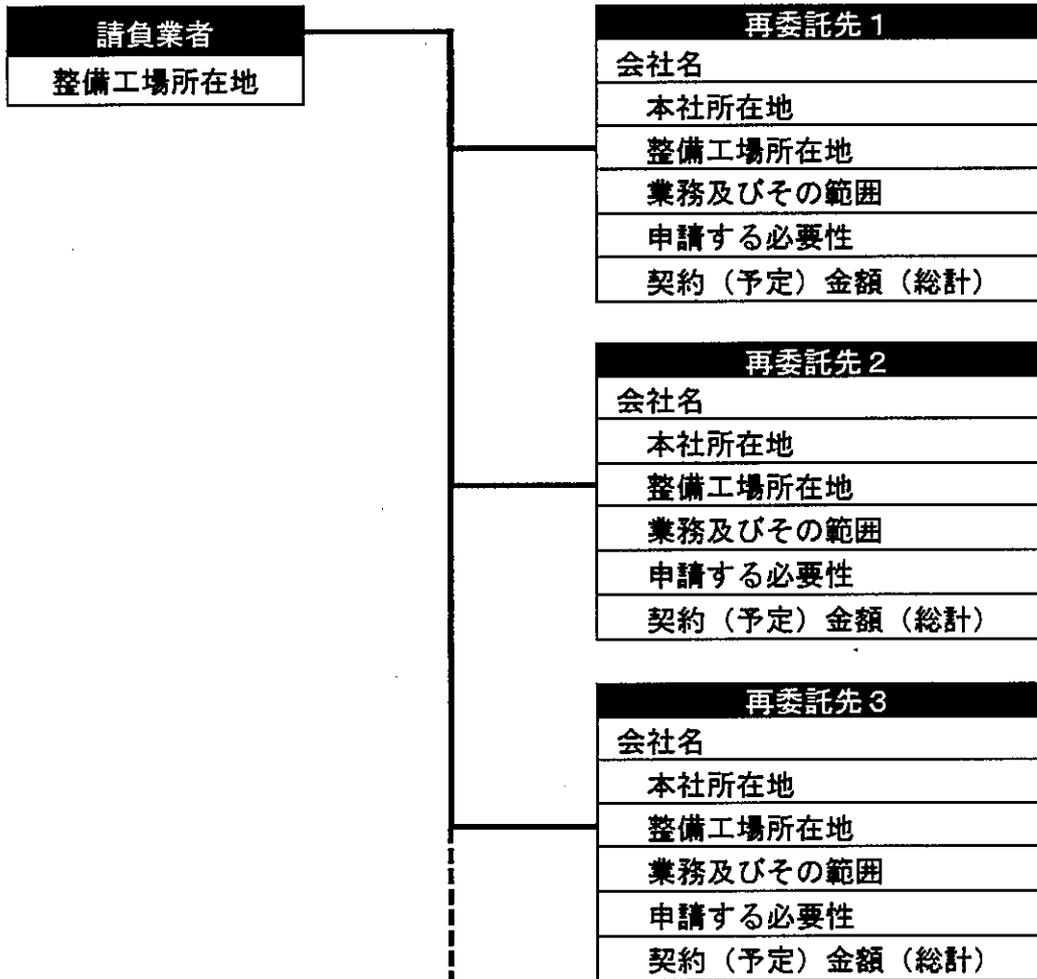
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 請負者は、発注者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官

第三管区海上保安本部長 ○○ ○○ 印

履行体制等に関する書面



誓約書

「巡視船解体にかかる有害物質等情報に関する調査業務」において、貴本部と見積合せ、入札、契約に際し、知り得た情報等の「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」について、次のとおり誓約します。

なお、内容に変更が発生した場合には、「誓約書」及び「情報保全に係る履行体制に関する資料」を更新のうえ、貴本部あてお送りいたします。

記

1 「秘密の保全に関する措置」について

- (1) 仕様書等図書の記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止する。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底する。
- (2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施する。
- (3) 受注者確定後、受注者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却する。
- (4) 受注者は、履行終了後に3項にならない返却する。
- (5) 本契約により作成する完成図書の取扱についても1項の禁止事項を準用する。
- (6) 社の本件にかかる情報管理責任者は、別添「情報取扱者名簿」に定める。

2 「情報保全に係る履行体制の確保」について

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する。
- (2) 第三管区海上保安本部船舶技術部管理課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有している。
- (3) 本業務において、情報保全に係る履行体制に変更する必要があるが生じた場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報保全に係る履行体制を変更しない。
また、本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しない。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従う。
なお、第三管区海上保安本部との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- (5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとする。
なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、第三管区海上保安本部が行う報告徴収や調査に応じます。

第三管区海上保安本部

船舶技術部管理課長 殿

令和8年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

情報保全に係る履行体制に関する資料

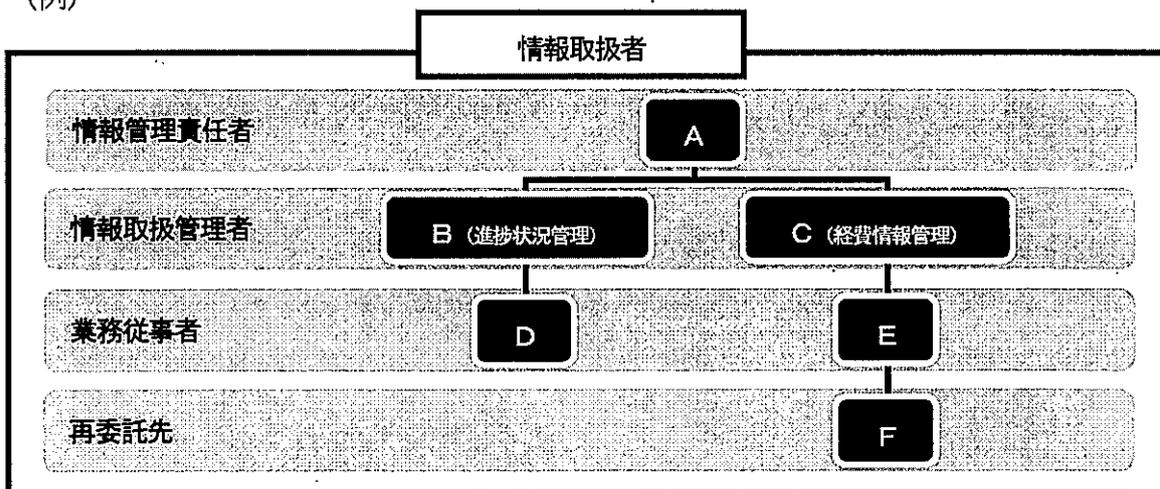
① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

	氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A	例：神奈川県横 浜市〇〇			
情報取扱管理者 (※2)	B	同上			
	C	同上			
業務従事者 (※3)	D	同上			
	E	同上			
再委託先 (※4)	F	同上			

- (※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
 (※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
 (※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
 (※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。
 ※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること (再委託先も含む)。

③ その他

- ・ 情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・ 情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。